

桑田社会保険労務士事務所便り

社長の平均年齢が高い業種・都道府県は？

◆社長の年齢と交代状況を調査

帝国データバンクから「2016 年全国社長分析」が発表されました。

これは、同社が保有する 2015 年 12 月末時点の企業概要ファイル（約 146 万社収録）から、株式会社および有限会社 114 万 9,108 社のデータを抽出して調査を行ったものです。

◆社長の平均年齢は？

全国の社長の平均年齢は「59.2 歳」で、過去最高を更新しました。1990 年以降一貫して上昇を続けており、着実に高齢化が進んでいます。

業種別に見ると、最も高かったのは「不動産業」（61.1 歳）で、以下、「製造業」（60.7 歳）、「卸売業」（60.2 歳）が続いています。

年代の分布を見ると、「不動産業」では 70 代・80 代の社長が他業種に比べ多いことが平均年齢の高さに繋がっています。また、「製造業」では 30 代・40 代の社長が少ない傾向が見られます。

都道府県別に見ると、最も平均年齢が高かったのは岩手県（61.3 歳）で、最も低かったのは滋賀県（57.8 歳）となっています。

◆社長の交代率は？

社長交代率（＝1 年の間に社長の交代があった企業の比率）は「3.88%」となり、3 年連続で前年を上回っており、リーマン・ショック以来低下傾向にあった交代率は回復の兆しが見え始めています。

また、2015 年に社長交代を行った企業の前代表の年齢は、平均で 67.0 歳となっています。



◆廃業か？事業承継か？

同社が行った別の調査では、休廃業・解散した企業の代表者の年齢は 60 代が最多、続いて 70 代となっており、社長の年齢が 60 代後半に差し掛かったタイミングでの事業承継か、その前後で休廃業・解散を選択する企業が多いことが明らかになっています。

中小企業では、以下にスムーズに事業承継を行うかが重要なポイントとなっています。

重要改正事項白押し！ 雇用保険法等の改正で実務はどう変わる？

◆1 月下旬に国会上程

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が 1 月 29 日に国会に上程されました。これにより、雇用保険法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の改正が予定されています。

雇用保険の適用対象者が拡大されるなど、企業にとって影響のある改正になります。具体的な改正事項として下記の項目が盛り込まれています。

◆失業等給付に係る保険料率の見直し

失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ（改正前1.0%→改正後0.8%）が行われます。（施行：平成28年4月1日）

◆育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

多様な家族形態・雇用形態に対応するため、（1）育児休業の対象となる子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間にある子等）、（2）育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等が行われます。（施行：平成28年4月1日）

介護離職の防止に向け、（1）介護休業の分割取得（3回まで、計93日）、（2）所定外労働の免除制度の創設、（3）介護休暇の半日単位取得、（4）介護休業給付の給付率の引上げ（賃金の40%→67%）等が実施されます。（施行：平成29年1月1日、介護休業給付の給付率の引上げは平成28年8月1日）

◆高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保および就労環境の整備

65歳以降に新たに雇用される者も雇用保険の適用対象となります（保険料の徴収に関しては平成31年度分まで免除）。（施行：平成29年1月1日）

シルバー人材センターにおける業務について、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、派遣・職業紹介に限り週40時間までの就業が可能になります。（施行：平成28年4月1日）

◆妊娠した労働者等の就業環境の整備

妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられます。（施行：平成29年1月1日）

その他、雇用保険の就職促進給付の拡充（再就職手当の給付率の引上げ等）が予定されていますので、企業としては今後、規定変更などの実務対応が必要となってきます。

3月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出 <新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [税務署]
- 贈与税の申告期限 <昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]